

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

通 番	公共工事の名称、場所、期 間、種別	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	一般競争入札・指名競争の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札 率 (%)	公益法人の場合			備 考
									公益法 人の区 分	国所管・都 道府県所 管の区分	応札・応 募者数 (人)	
1	該 当 調 達 案 件 な し											
2												
3												
4												
6												
7												
8												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

通 番	公共工事の名称、場所、期 間、種別	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由(企画競 争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札 率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法 人の区 分	国所管・都 道府県所 管の区分	応札・応募者数 (人)	
1	該当調達案件なし												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

通 番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	一般競争入札・指名競争の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札 率 (%)	公益法人の場合			備 考
									公益法 人の区 分	国所管・都 道府県所 管の区分	応札・応 募者数 (人)	
1	沖縄職業総合庁舎スク リュー冷凍機圧縮整備 に係る契約	支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 西村 政也 那覇市おもろまち2-1-1	令和2年1月10日	日本総合整美株式 会社 沖縄県豊見城市豊 崎3番地26	一般競争入札	8,221,271	7,150,000	87.0				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

通 番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由(企画競 争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札 率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法 人の区 分	国所管・都 道府県所 管の区分	応札・応募者数 (人)	
1	該 当 調 達 案 件 な し												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。